審　査　基　準

１７ 年　４月　２６日作成

法　令　名	：道路交通法
根 拠 条 項	：第５１条の１３第１項
処 分 の 概 要	：駐車監視員資格者証の交付
原権者（委任先）	：徳島県公安委員会

法 令 の 定 め ：
確認事務の委託の手続等に関する規則第１１条（駐車監視員資格者証の交付の申請）

審 査 基 準 ：

道路交通法第５１条の１３第１項第１号のいずれかに該当し、かつ、同項第２号のいずれにも該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。

道路交通法第５１条の８第３項第２号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

（注１）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。

（注２）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第３条に掲げるものをいう。

標準処理期間	：３０日
申　請　先	：県警本部交通指導課
問い合わせ先	：県警本部交通指導課　０８８－６２２－３１０１　内線５１２１
備　考	：